

## 第4次生駒市男女共同参画行動計画

### (案)

#### 目次

第1章	計画策定にあたって .....	2
1-1	計画策定の趣旨 .....	2
1-2	計画策定の背景 .....	3
1-3	計画の位置づけ .....	6
1-4	計画期間 .....	6
第2章	生駒市の男女共同参画を取り巻く現状 .....	7
2-1	生駒市の現状 .....	7
2-2	アンケート調査の主な結果 .....	15
2-3	生駒市の男女参画を取り巻く課題 .....	31
第3章	計画の基本的な考え方 .....	33
3-1	計画の基本理念 .....	33
3-2	計画の基本目標 .....	34
3-3	計画の施策体系 .....	35
3-4	重点施策 .....	36

## 第1章 計画策定にあたって

### 1-1 計画策定の趣旨

わが国においては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、1999(平成11)年 6 月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。その前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。また、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じ、地域の特性に応じた施策の策定と実施を地方自治体に義務付けています。さらに、2015(平成 27)年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

本市では、1996(平成 8)年に「生駒市女性行動計画 女と男YOU&Iプラン」、2005(平成 17)年に「生駒市男女共同参画行動計画 女と男YOU&Iプラン(第2次)」、そして、2015(平成27)年に「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)YOU&Iプラン」(以下「前計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

このような取組により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、政治の場や社会通念、慣習、しきたりなどで性別に基づく固定的な役割分担意識が残っています。

また、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力や、働く場面において女性の力が十分に発揮されていない状況など取り組むべき課題は今なお多くあります。

そうした中、前計画が2025(令和7)年3月に計画期間満了となることから、今後も引き続き、男女共同参画社会の形成の更なる推進を図るため、2035(令和 17)年 3 月を目標年次とする「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)」を策定するものです。

## 1—2 計画策定の背景

### ① 世界の主な動き

国連は、1945(昭和 20)年に基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女同権についての信念を再確認する「国連憲章」を採択し、1948(昭和 23)年には、すべての人間の尊厳と平等をうたった「世界人権宣言」が採択されました。このような動きの中で、男女共同参画は国際的な取組となっていき、国連は 1975(昭和 50)年に女性の地位向上を目指して「国際女性年」を設けました。同年の国際女性年世界会議では、国際女性年の目標達成のために、その後 10 年にわたる国内・国際両面における行動への指針を与える「世界行動計画」が採択されました。また、1979(昭和 54)年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

「国際女性年」から 10 年が経過した 1985(昭和 60)年には、「国連女性の 10 年」ナイロビ世界会議が開催され、10 年間の成果の検討と評価を行い、西暦 2000 年に向けてのガイドラインとなる「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。さらに 10 年後の 1995(平成 7)年には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されています。近年では、2015(平成 27)年、国連において持続可能な開発目標(SDGs)が全会一致で採択され、「ジェンダー平等の実現」が目標の1つに設定されています。

### ② 日本の動き

国内では、1985(昭和 60)年に女子差別撤廃条約を批准し、女性の地位向上、男女の平等を実現するために取り組んできました。1986(昭和 61)年には、雇用の分野における包括的な差別禁止を定める「男女雇用機会均等法」を、法改正により制定しました。このような国際的な流れや国内の法整備等を踏まえ、1996(平成 8)年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、翌年には「男女共同参画審議会」を設置した後、1999(平成 11)年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

一方で、女性や児童の心身を保護し、人権を守るための法制度を整える必要性から 2000(平成 12)年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」や「児童虐待の防止等に関する法律」が、2001(平成 13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が公布・施行されました。

仕事と家庭の両立を支援するという観点からも 2005(平成 17)年には、育児や介護を担う労働者をより一層支援するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が改正されました。さらに 2015(平成 27)年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目標とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定・施行されました。

そして近年の動きとしては、2020(令和 2)年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、SDGsの達成に向けたジェンダー平等の実現や、人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変化への対応のほか、新型コロナウイルス感染症が女性にもたらしている社会的な影響に対して、きめ細かな支援を行う必要があるとしました。

これを受け、2022(令和 4)年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性が抱えるさまざまな困難に対する支援が行われています。

### ③ 奈良県の動き

奈良県では、男女共同参画基本法に基づく「都道府県基本計画」や男女共同参画に関する立法を踏まえた都道府県計画を推進することなどで、男女共同参画の取組を進めてきました。2001(平成13)年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民、事業者の責務等を定めた「奈良県男女共同参画推進条例」が施行され、2002(平成14)年には、この条例を具現化するため「なら男女共同参画プラン21(なら女性プラン21改訂版)」が策定されました。

男女共同参画基本法に基づく「都道府県基本計画」は定期的に策定されており、2006(平成18)年には男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会をめざし、「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」が策定されました。2016(平成28)年には、奈良県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会の実現を目指し、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」が策定されました。直近の「都道府県基本計画」としては、2021(令和3)年、奈良で働き暮らす男女が自らの力を最大限発揮して、ひとりひとりの幸せを実現し、発展する奈良県を目指し、「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)」が策定されています。

また、国による各種の立法を踏まえた計画も策定されています。2007(平成19)年には、「DV防止法」が改正されたことを踏まえ、2009(平成21)年に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次)が策定されました。同計画は定期的に見直し等が行われており、2013(平成25)年には「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次)が策定、2018(平成30)年には、誰もが安全・安心に暮らせるDVのない地域社会をめざし、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」が策定されています。

このような取組に加えて、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)への支援も進めており、2022(令和4)年には、「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」が策定されました。そして、2024(令和6)年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立を踏まえ、「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されています。

#### ジェンダー・ギャップ指数とは

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表している指数で、男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しています。0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされています。政治、経済、教育、健康の4分野の要素で男女格差を数値化しています。

第2次世界大戦以降、男女共同参画の重要性が増していく世界の動きの中で、日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は146か国中125位(2023(令和5)年)と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。2024(令和6)年には、118位とわずかに順位が上がりましたが、政治分野と経済分野で順位が低く、依然として日本の取組は諸外国と比べて遅れており、男女格差の解消が求められていることが示されました。

#### ④ 生駒市の動き

生駒市では、国の男女共同参画基本計画を踏まえつつ、男女共同参画基本法に基づく「市町村基本計画」を推進することなどで、男女共同参画の取組を進めてきました。21世紀以降の動きとしては、2005(平成17)年には、「生駒市男女共同参画行動計画 <sup>ひと</sup>女と男<sup>ひと</sup>YOU&I<sup>う</sup>プラン(第2次)」を策定しました。これは、これまでの行動計画である「生駒市女性行動計画<sup>ひと</sup>女と男<sup>ひと</sup>YOU&I<sup>う</sup>プラン」(1996(平成18)年策定)に基づく取組の成果や課題を踏まえ、また「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめとする社会経済情勢の変化に対応するため、21世紀の男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針を目指したものでした。2008(平成20)年2月には、「生駒市男女共同参画都市宣言」(2月)を行うとともに、同年4月に「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、市、市民、事業者、教育関係者等の責務などを明らかにした「生駒市男女共同参画推進条例」を制定しました。2015(平成27)年には、「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)<sup>ゆ</sup>YOU&I<sup>う</sup>プラン」を策定し、2024(令和6)年度の目標年次に向けて、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

そして、2019(平成31)年には、「第6次生駒市総合計画」が策定され、まちづくりの目標を「人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち」とし、市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重するまちづくりを進めています。

### 1—3 計画の位置づけ

本計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく基本的な計画(行動計画)であり、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めたものです。

本計画は、以下の4つの法律を根拠とする市町村計画とします。

- ① 「男女共同参画社会基本法」:第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」:第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」:第6条第2項に規定する「市町村推進計画」
- ④ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」:第8条第3項に規定する「市町村基本計画」

また、「第6次生駒市総合計画」に基づいた部門別計画で、他の関連する計画と整合性を図っていきます。

### 1—4 計画期間

計画期間は、2025(令和7)年度から 2034(令和 16)年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5年後を目途に計画の見直しを行います。

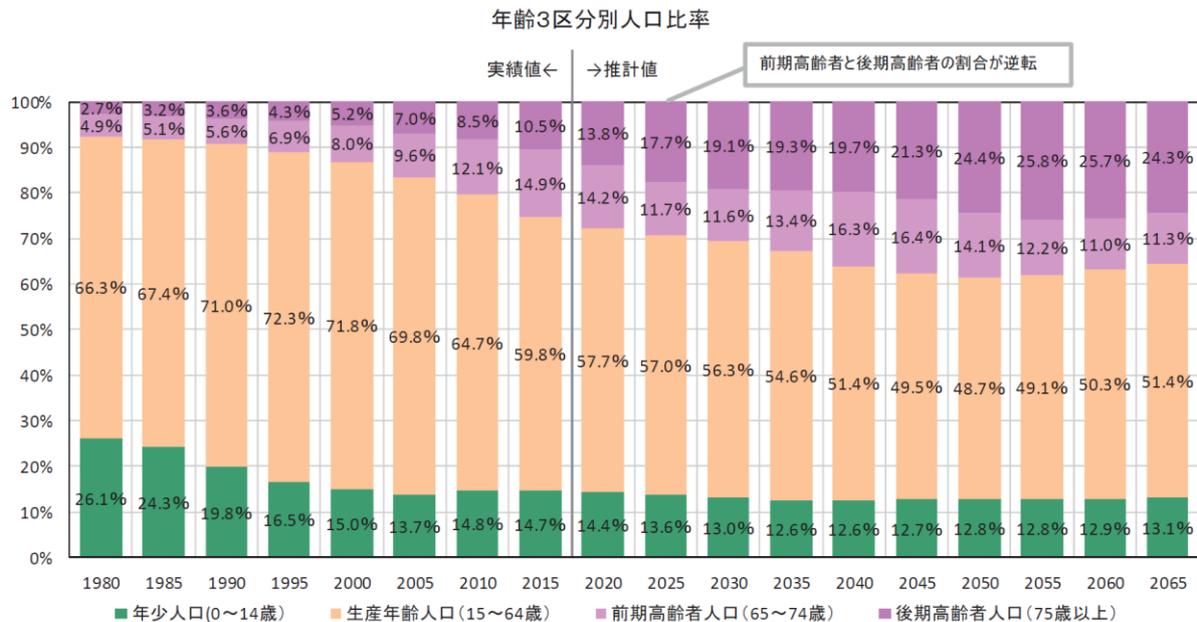
## 第2章 生駒市の男女共同参画を取り巻く現状

### 2-1 生駒市の現状

#### ①人口や世帯等に関する状況

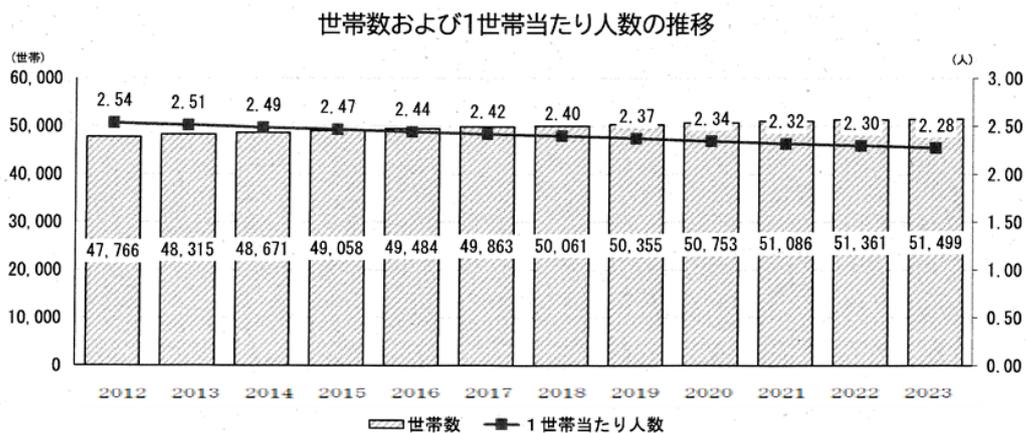
##### ○年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進む状況にあり、およそ 2050 年までは老年人口(65 歳以上の人口)が増加する一方、生産年齢人口および年少人口は減少すると見込まれています。



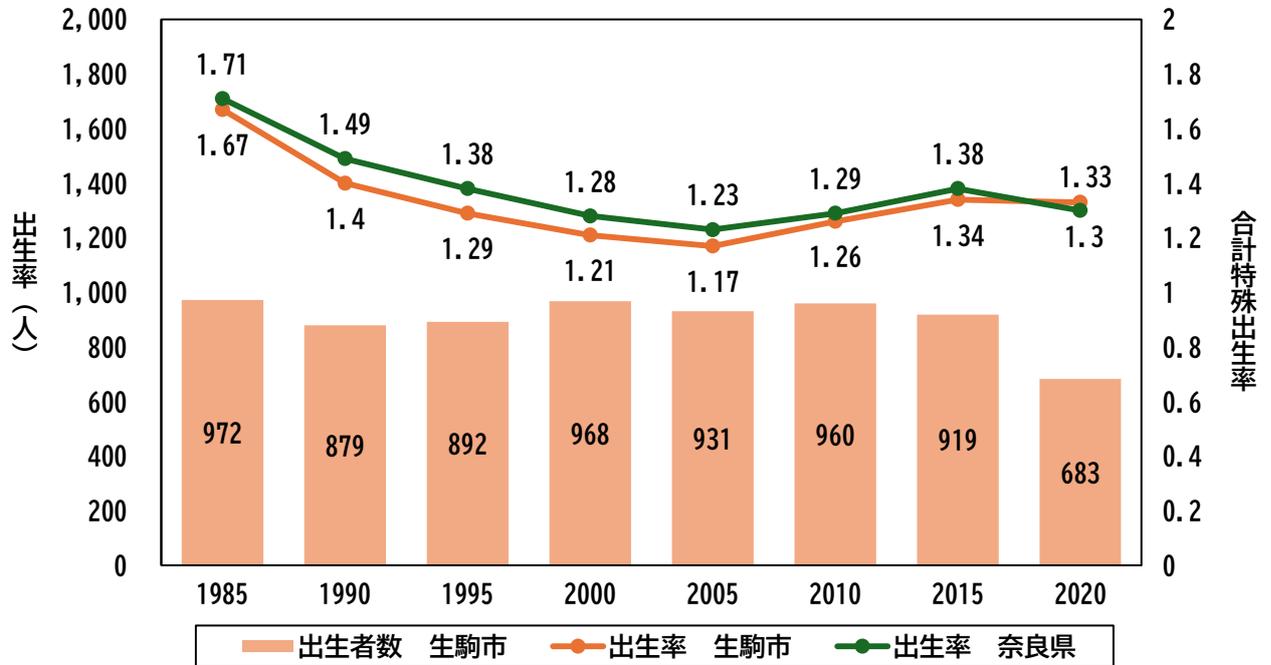
##### ○世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にあるにありますが、1世帯当たりの人数は減少傾向で推移しています。



### ○出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生率は、奈良県を下回る低水準で推移していますが、近年増加傾向にあり、出生数は2015(平成27)年までは横ばいに推移していましたが、2020(令和2)年では著しく減少しています。



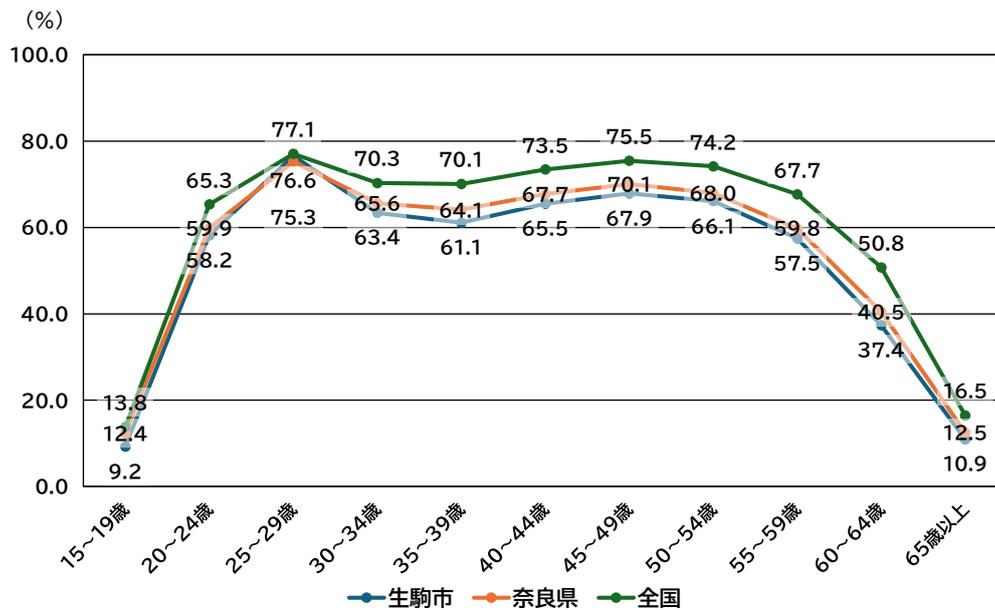
資料:奈良県:厚生労働省「人口動態統計」  
 生駒市:「人口動態保健所・市区町村別統計」

## ②女性の就労に関する現状

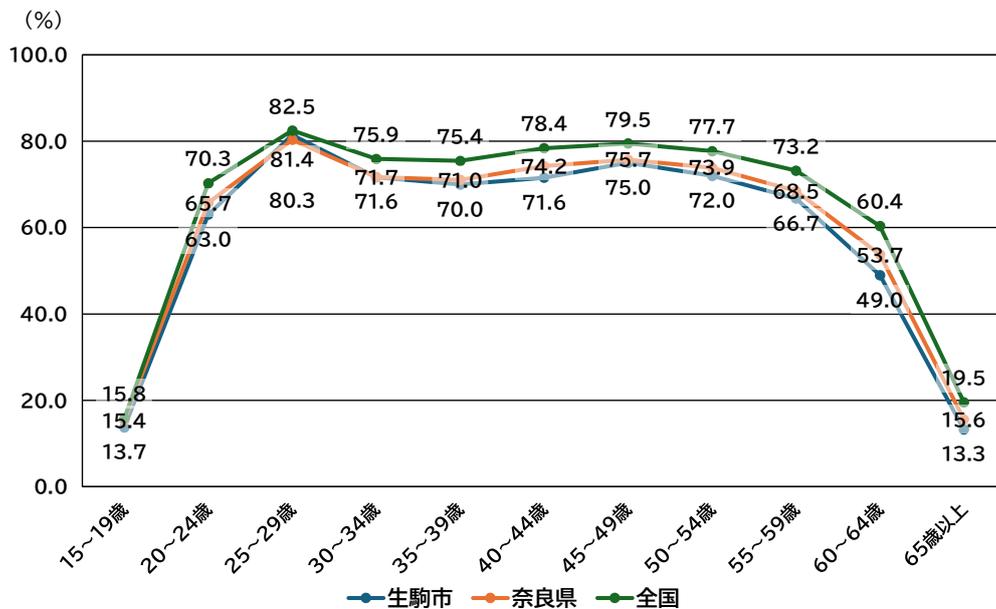
### ○女性の年齢階級別就業率の推移

生駒市の女性の就業率は全国、奈良県と比べて低いものの、2015(平成 27)年から 2020(令和2)年にかけて全年齢で上昇傾向にあります。

女性の年齢階級別就業率(2015 年)



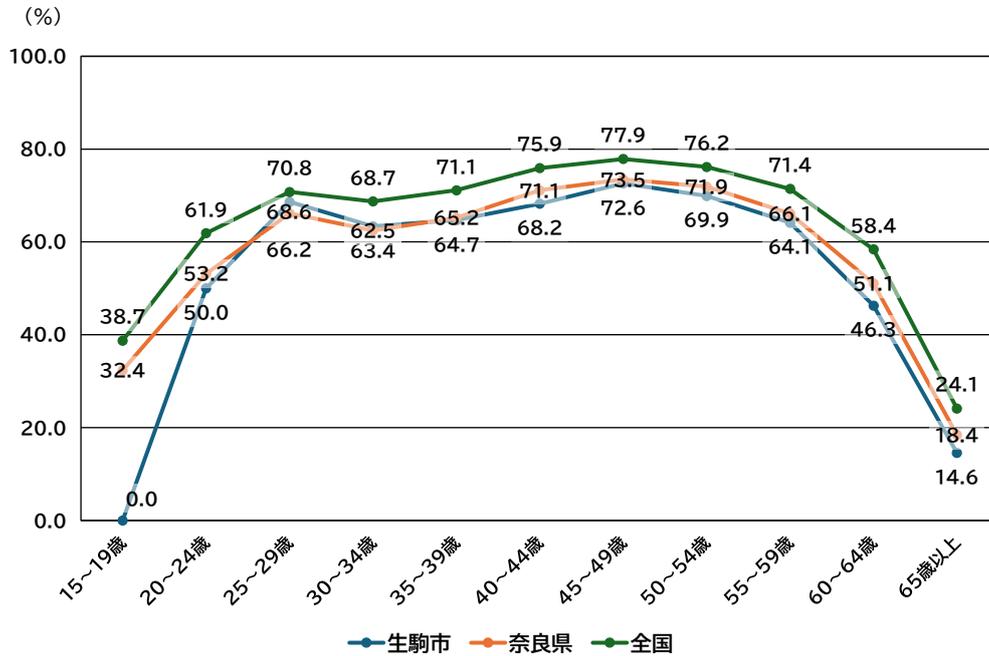
女性の年齢階級別就業率(2020 年)



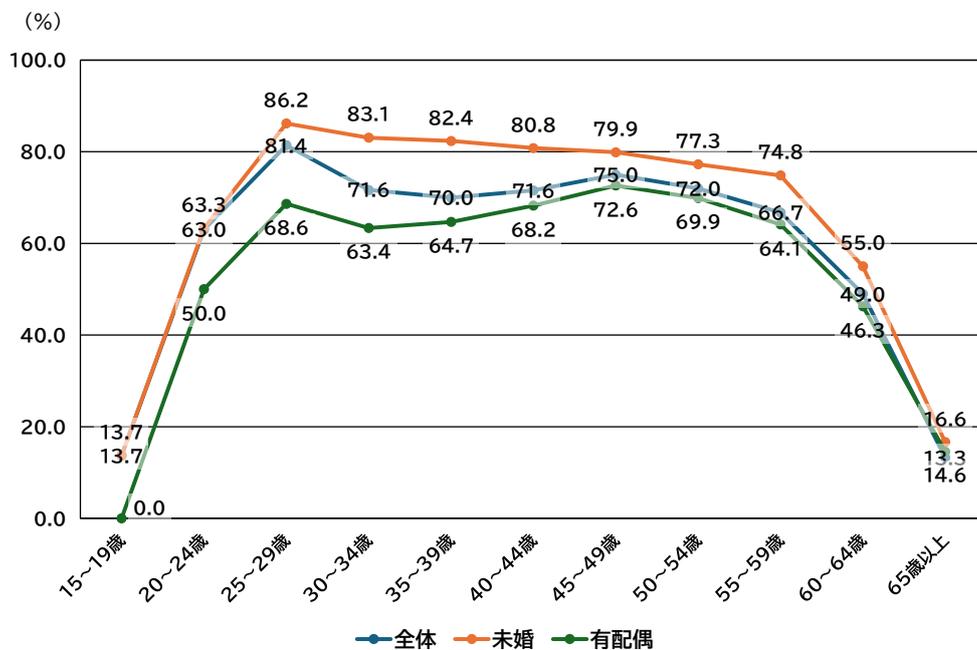
資料:総務省「国勢調査」  
※労働力状態「不詳」を除いて算出

配偶者のいる女性の就業率は、国や県に比べ低くなっています。また、本市における未婚の女性の就業率は高く、配偶者がいる女性の就業率は低くなっています。

配偶者のいる女性の就業率



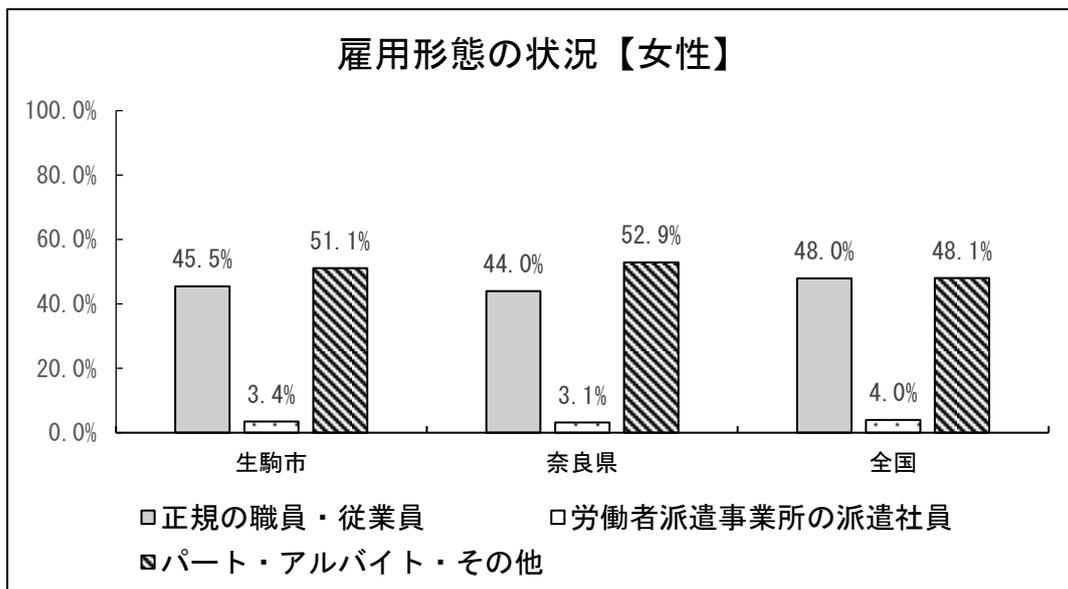
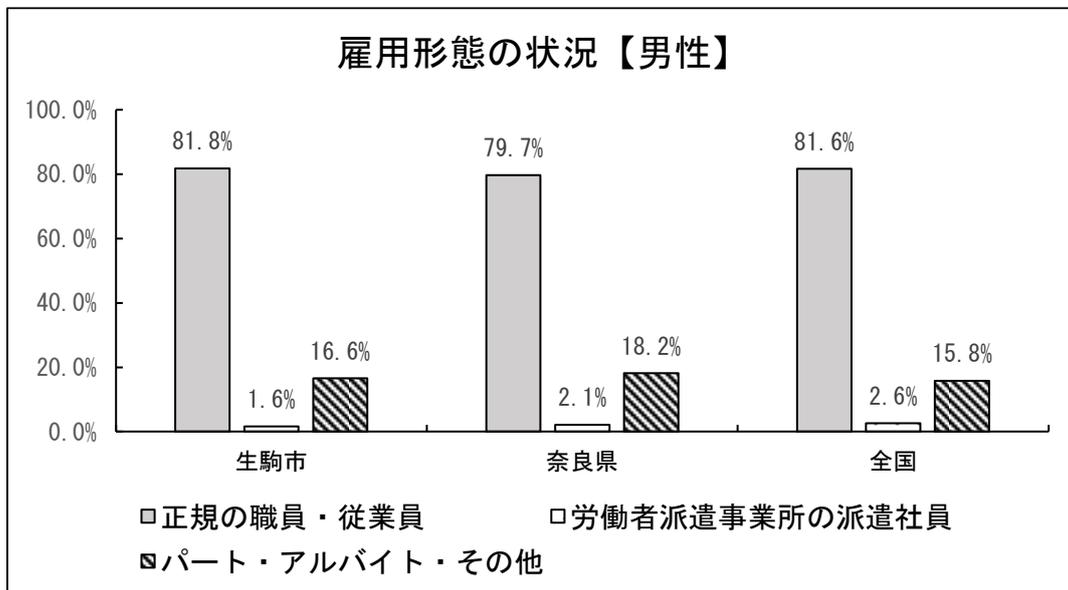
女性の未婚・有配偶別の就業率(生駒市)



資料：総務省「国勢調査」(2020年)  
 ※労働力状態「不詳」を除いて算出

### ○男女別雇用形態の割合

本市の「正規の職員・従業員」の割合を男女別に比較すると、男性は 81.8%に対して女性は 45.5%となっており、「パート・アルバイト・その他」の割合については、男性は 16.6%で、女性は 51.1%となっています。

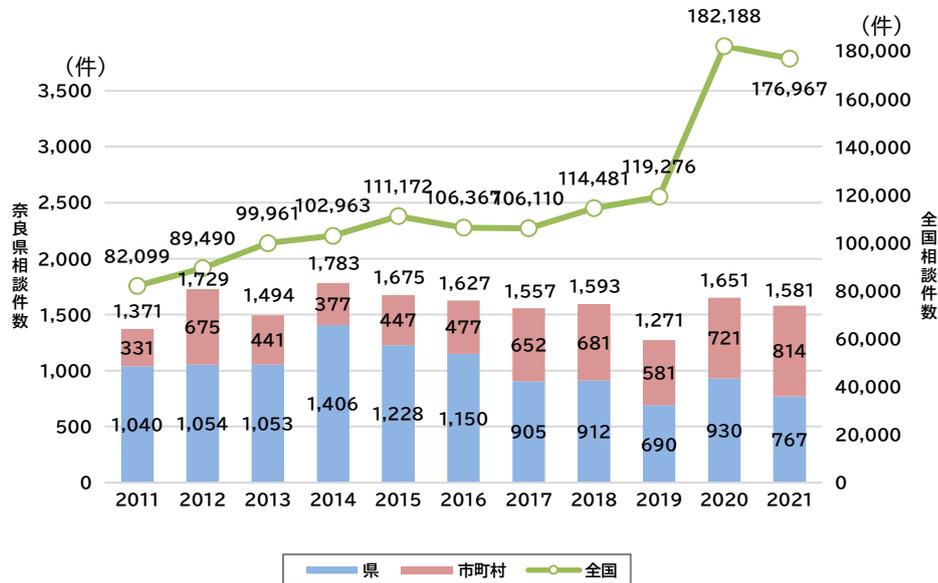


資料:国勢調査(2020年)

### ③DV の状況

#### ○奈良県DV相談状況

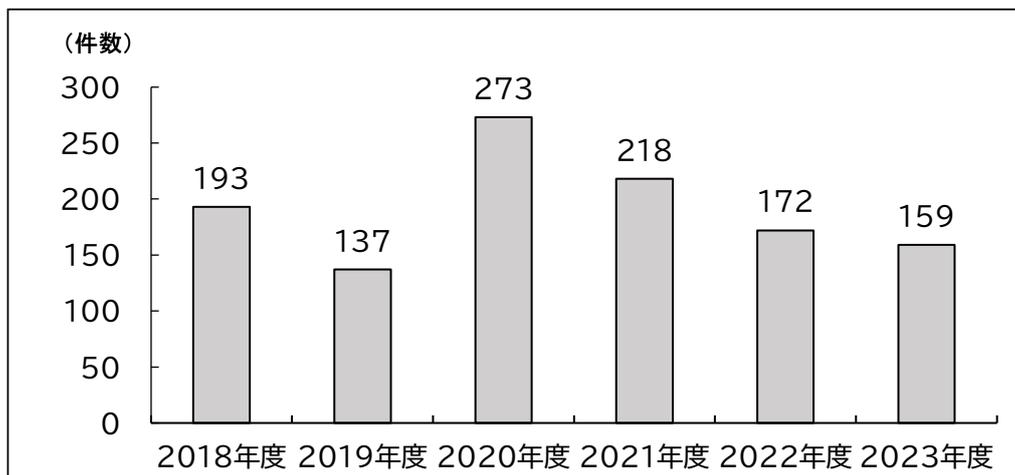
奈良県および奈良県内の市町村への DV 相談件数は 2019(令和元)年を除き、1年あたり約 1600 件前後で推移しています。



資料:奈良県「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」(2023 年)

#### ○生駒市DV相談件数の推移

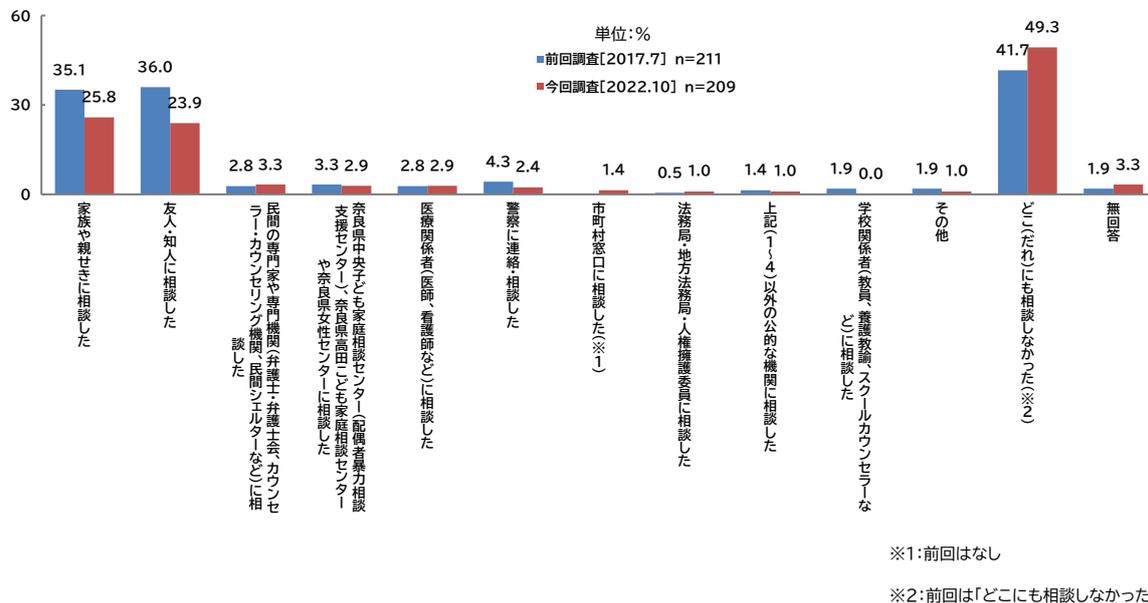
生駒市におけるDV相談件数の推移を見ると、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度では高くなっていますが、直近の 2023(令和5)年度では 159 件となっています。



資料:生駒市

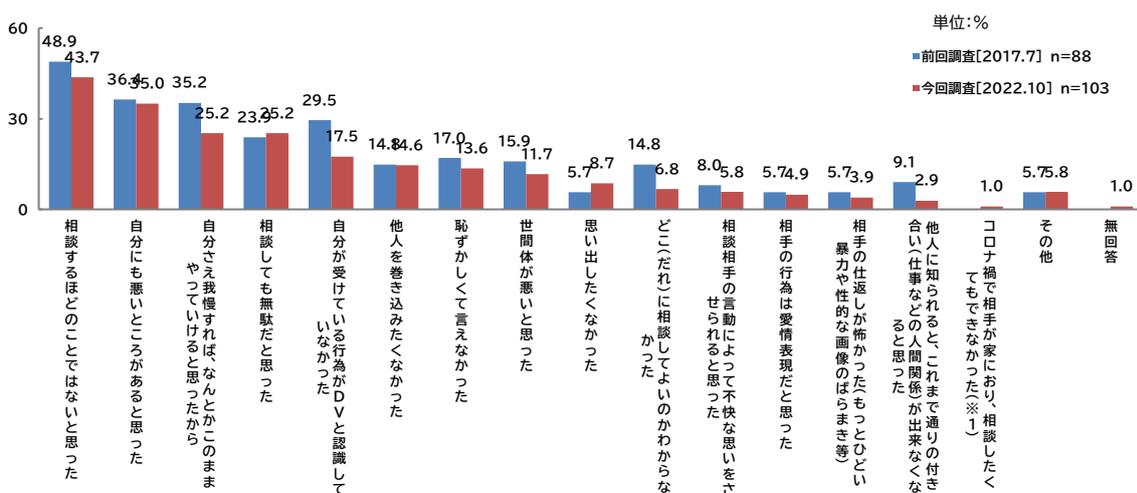
## ○配偶者等からの暴力被害を受けた方の相談の有無(奈良県 DV 県民アンケート調査)

奈良県が 2022(令和4)年10月に実施した「DV 県民アンケート調査」によると、配偶者等から暴力被害を受けた方の相談先について、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も多く約 5 割、次いで「家族や親せきに相談した」が約 3 割、「友人・知人に相談した」が約 2 割となっています。



資料:奈良県「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」(2023 年)

また、「被害経験があるが、どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方の理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く約4割、次いで「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっているとあったから」、「相談しても無駄だと思った」が約3割となっています。

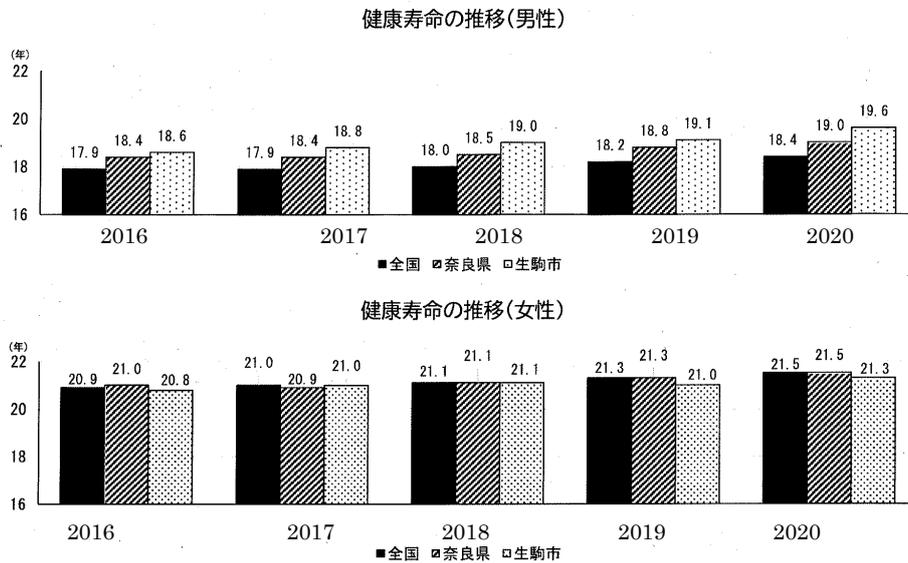


資料:奈良県「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」(2023 年)

## ⑤ 生駒市における健康寿命

### ○健康寿命(65歳平均自立期間)の推移(生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

本市の令和2年の健康寿命は、男性は19.6年と全国・奈良県と比較して最も長くなっています。女性では、21.3年となっており、全国・奈良県をやや下回っています。



資料:奈良県ホームページ「都道府県別65歳時の健康寿命(平均自立期間)」「市町村別65歳時の健康寿命(平均自立期間)」

## 2-2 アンケート調査の主な結果

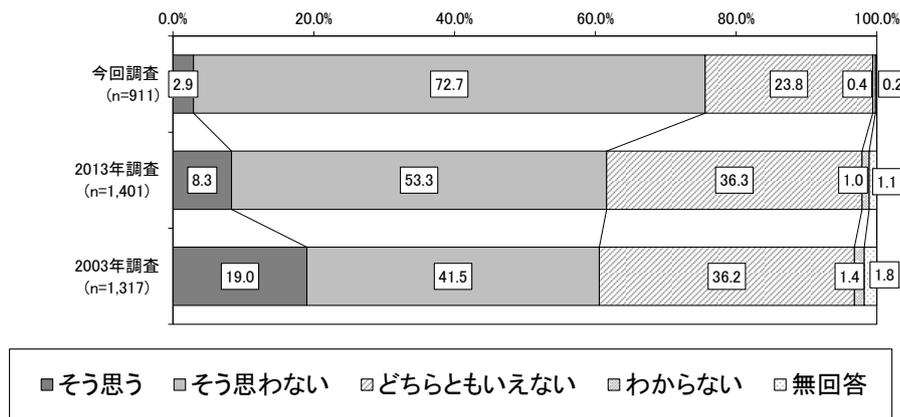
### ①性別役割分担意識について

#### ○市民アンケートー男女共同参画に関する意識と行動

「男は仕事、女は家庭」という考え方(性別役割分担意識)については、「そう思わない」が 72.7%で「そう思う」の 2.9%を大きく上回っています。

また、過去の調査結果との比較においても、「そう思う」が過去調査(2013年:8.3%、2003年:19.0%)から減少し、反対に「そう思わない」が過去調査(2013年:53.3%、2003年:41.5%)から増加しています。

図表 性別役割分担意識－経年変化

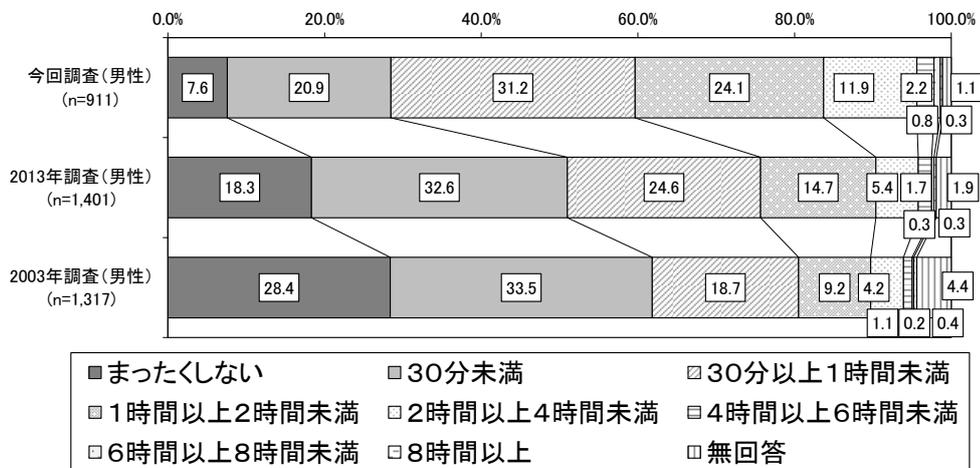


#### ○市民アンケートー平日の家事時間

平日の家事時間について、過去調査と比較すると、特に男性の家事時間は、「まったくしない」が 7.6%(2013年:18.3%、2003年:28.4%)、「30分未満」が 20.9%(2013年:32.6%、2003年:33.5%)と減少し、ほとんど家事をしないという割合は少なくなっています。

また、「30分以上 1時間未満」は 31.2%(2013年:24.6%、2003年:18.7%)、「1時間以上 2時間未満」は 24.1%(2013年:14.7%、2003年:9.2%)と増加しており、男性の家事への参画が進んでいます。

図表 平日の家事時間－性・経年変化別 (男性)



○市民アンケートー家事・育児等の役割分担

家事・育児等の役割分担の「理想」においては、男性・女性ともに「半分ずつ分担」の割合が最も高くなっていますが、「現実」において「どちらかという自分」を選択する割合が最も高いのは、いずれも「女性」となっていることから、実際の行動面での協働は、まだ十分とは言えない状況です。

図表 家事・育児等の役割分担ー性別（一覧）

		現実				理想			
		どちらかという自分	半々ずつ分担	どちらかという自分以外	無回答	どちらかという自分	半々ずつ分担	どちらかという自分以外	無回答
食事のしたく	女性	79.9	7.9	7.9	4.3	27.1	60.3	3.8	8.8
	男性	8.5	12.1	76.6	2.8	3.1	59.4	33.0	4.5
食事の後かたづけ	女性	66.7	18.6	10.5	4.3	12.0	68.6	10.7	8.8
	男性	22.8	27.0	47.0	3.1	10.4	70.4	14.9	4.2
掃除	女性	69.7	17.9	8.1	4.3	11.5	74.8	4.9	8.8
	男性	15.5	31.3	48.7	4.5	7.0	73.0	15.8	4.2
洗濯	女性	72.2	14.5	9.2	4.1	28.8	58.1	3.8	9.2
	男性	11.3	18.0	68.2	2.5	5.9	62.8	25.9	5.4
ゴミ出し	女性	42.7	21.8	31.4	4.1	8.1	60.5	22.6	8.8
	男性	38.0	25.9	33.2	2.8	25.4	61.1	9.0	4.5
買物（日用品）	女性	61.3	24.8	9.2	4.7	25.0	61.1	5.8	8.1
	男性	9.3	43.4	44.2	3.1	4.2	74.1	16.6	5.1
家計の管理	女性	60.0	17.9	17.7	4.3	31.2	47.9	12.0	9.0
	男性	23.4	17.2	55.8	3.7	14.9	51.0	29.3	4.8
子どもの世話やしつけ	女性	51.5	20.9	7.7	19.9	7.3	69.9	4.3	18.6
	男性	3.4	36.6	44.5	15.5	1.4	76.1	12.1	10.4
高齢者や病人の介護	女性	47.0	19.2	10.7	23.1	3.4	72.0	6.4	18.2
	男性	9.6	36.3	38.6	15.5	3.4	76.1	10.7	9.9
自治会などの地域活動	女性	46.4	22.2	23.9	7.5	2.6	66.5	20.9	10.0
	男性	32.7	25.1	36.3	5.9	16.6	68.5	9.9	5.1

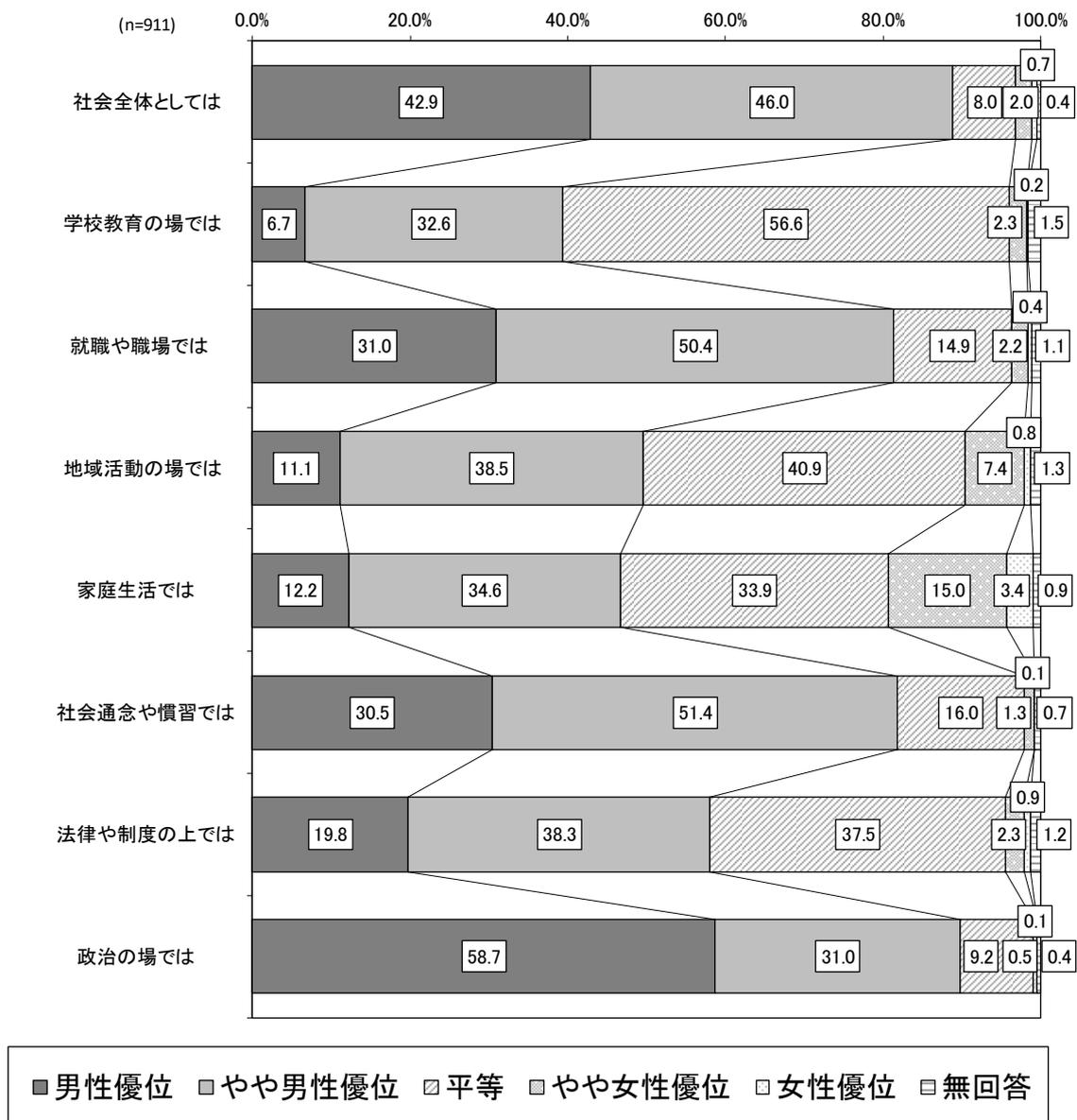
女性 (n=468)      男性 (n=355)

○市民アンケート－男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、「社会全体としては」、「就職や職場では」、「社会通念や慣習では」、「政治の場では」で 8 割以上、また、「法律や制度の上では」5 割以上が、「男性優位」・「やや男性優位」と感じています。

「平等」という回答が最も多いのは、「学校教育の場では」(56.6%)、「地域活動の場では」(40.9%)となっていますが、「男性優位」、「やや男性優位」と考える人を合わせた割合が、「学校教育の場では」(39.3%)、「法律や制度の上では」(58.1%)となっています。

図表 男女の地位の平等－全体



○市民アンケート－男女の地位の平等感(男女別)

一方で、「平等」という回答を行った割合について、「家庭生活では」(女性:28.1%、男性:41.2%)については男性・女性の間で 13.1 ポイントの差があり、「法律や制度の上では」(女性:27.3%、男性:51.5%)については男性・女性の間で 24.2 ポイントの差がみられます。このことから、平等と感じている領域において、実は男性と女性の認識にギャップが発生しています。

図表 男女の地位の平等－性別

		(%)					
		男性優位	やや男性優位	平等	やや女性優位	女性優位	無回答
社会全体としては	女性	49.6	44.1	4.9	1.0	-	0.4
	男性	33.9	48.5	12.2	3.3	1.6	0.5
学校教育の場では	女性	7.0	36.9	53.1	0.8	-	2.1
	男性	6.2	27.1	61.0	4.6	0.5	0.5
就職や職場では	女性	33.0	51.6	12.3	2.0	-	1.2
	男性	28.2	49.3	17.9	2.4	1.1	1.1
地域活動の場では	女性	12.5	43.8	37.5	4.5	0.4	1.4
	男性	8.9	32.2	45.0	11.7	1.1	1.1
家庭生活では	女性	17.2	40.0	28.1	12.5	1.4	0.8
	男性	4.9	27.9	41.2	19.0	6.2	0.8
社会通念や慣習では	女性	36.7	50.0	11.3	1.0	-	1.0
	男性	21.4	54.5	22.2	1.4	0.3	0.3
法律や制度の上では	女性	25.2	43.4	27.3	2.3	0.2	1.6
	男性	11.7	32.0	51.5	2.2	1.9	0.8
政治の場では	女性	66.6	26.8	5.9	0.2	-	0.6
	男性	48.5	35.8	14.1	1.1	0.3	0.3

女性 (n=512)

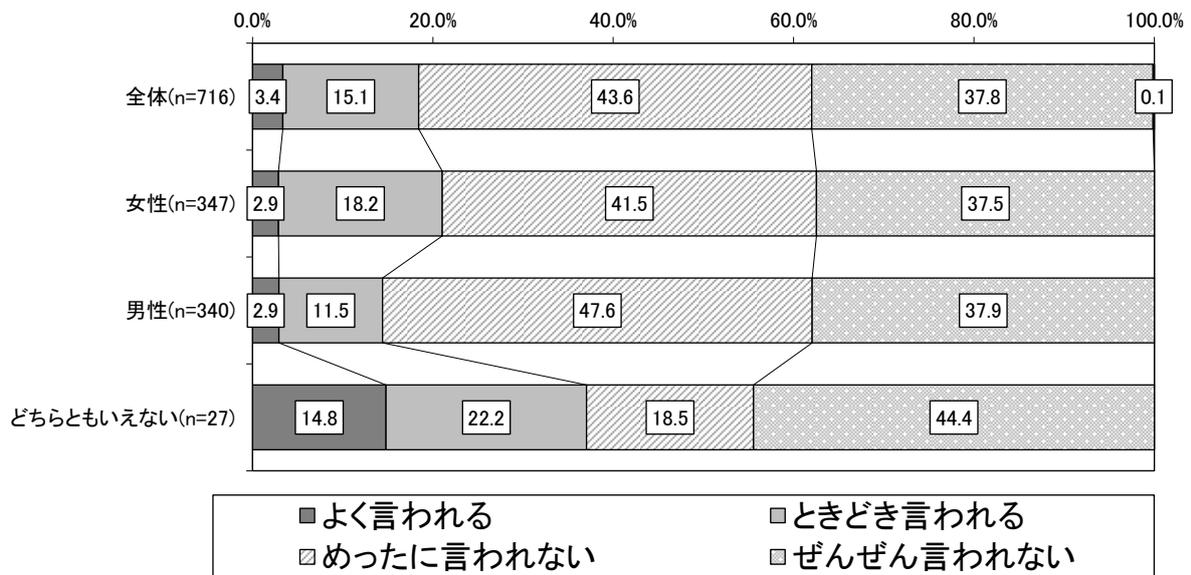
男性 (n=369)

○中学生アンケートー性別についての思い込み

「誰かから、『男だから〇〇するべき』や『女だから〇〇するべき』のように言われること」については、全体では「よく言われる」が 3.4%、「ときどき言われる」が 15.1%となっています。

性別について「どちらともいえない」を選択した人で「よく言われる」が 14.8%となっており、男性(2.9%)や女性(2.9%)に比べ割合が高くなっています。

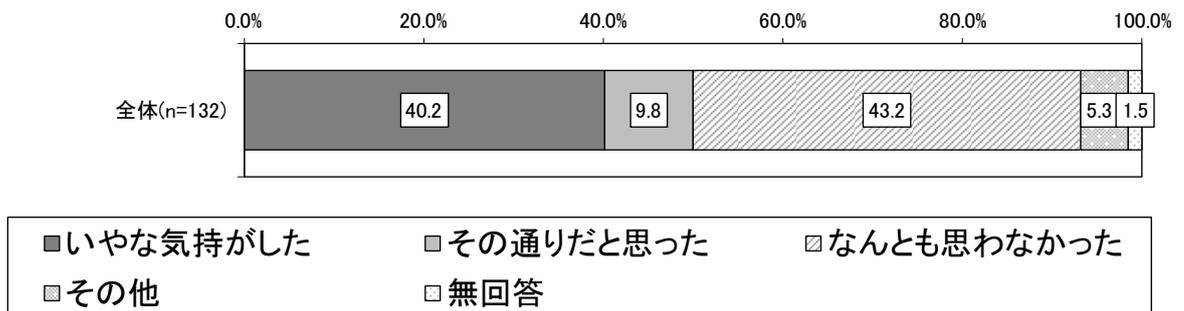
図表 ジェンダーバイアス-性別



○中学生アンケートージェンダーバイアスに対する心境

誰かから「男だから〇〇するべき」や「女だから〇〇するべき」のように言われた経験について、「いやな気持ちをした」を選択した人は、全体では 40.2%となっており、言われる内容も性別で異なる傾向がみられることから、性別についての思い込みは中学生をとりまく環境にも存在しています。

図表 ジェンダーバイアスに対する心境-全体

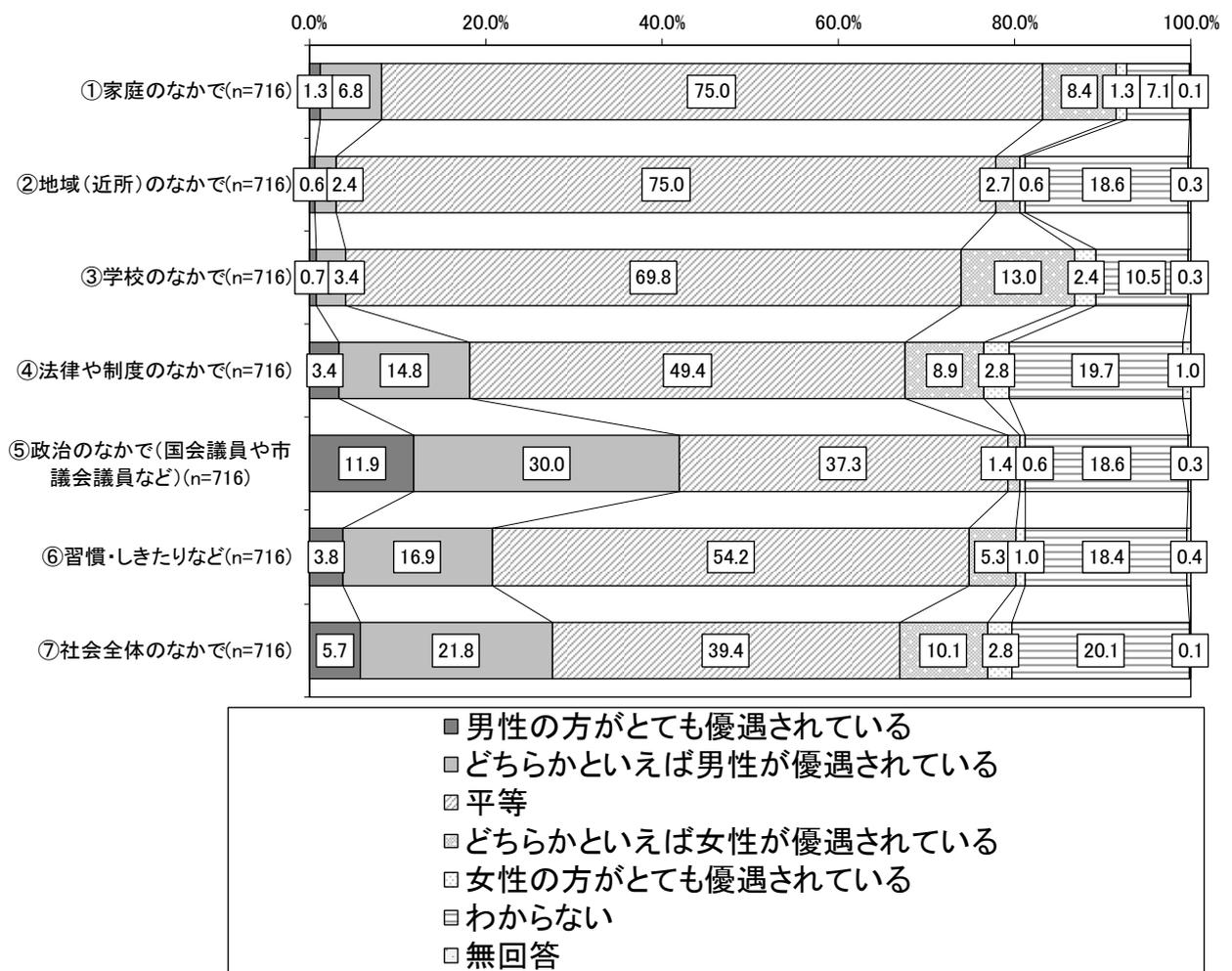


○中学生アンケートー男女の立場の平等について

様々な場面において男女の立場について、「家庭のなかで」(75.0%)、「地域(近所)のなかで」(75.0%)、「学校のなかで」(69.8%)の項目で、「平等」と回答して人の割合が高くなっています。

「男性の方がとても優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた回答(男性優位)が最も多い項目は、「政治のなかで(国会議員や市議会議員など)」(女性優位 2.0%、男性優位 41.9%)となっています。他方、「女性の方がとても優遇されている」、「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた回答(女性優位)が最も多いのは「学校のなかで」(女性優位 15.4%、男性優位 4.1%)となっています。

図表 男女の立場の平等性-全体

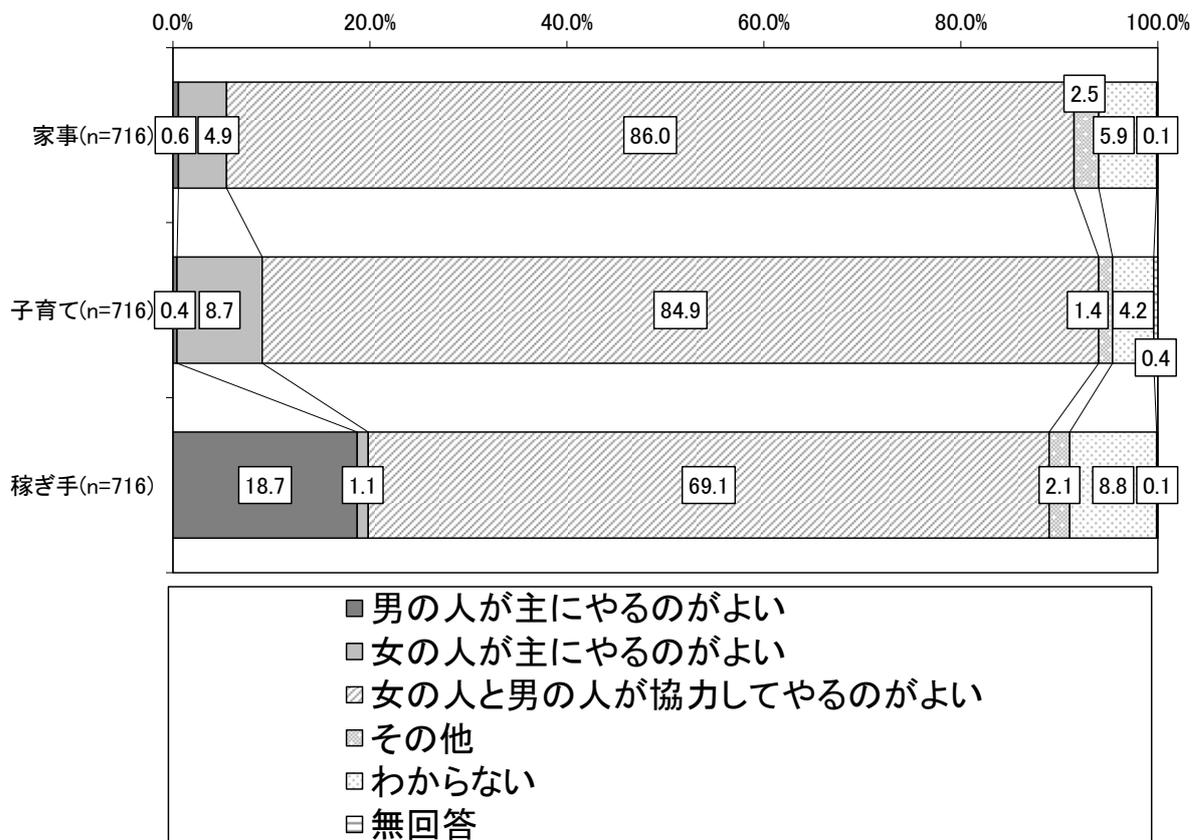


○中学生アンケートー日常の役割分担の理想について

家庭内で家事(料理・掃除・洗濯・子育てなど)を誰がするのが一番いいと思うかについては、「女の人と男の人が協力してやるのがよい」を選択した人の割合が、いずれも 8 割を超えています(家事: 86.0%、子育て:84.9%)。

他方、生活費をかせぐ仕事を、誰がするのが一番いいと思うかについては、男性への期待が大きいのと思われ、「女の人と男の人が協力してやるのがよい」が 69.1%で他の項目と比べ、少し低くなっています。

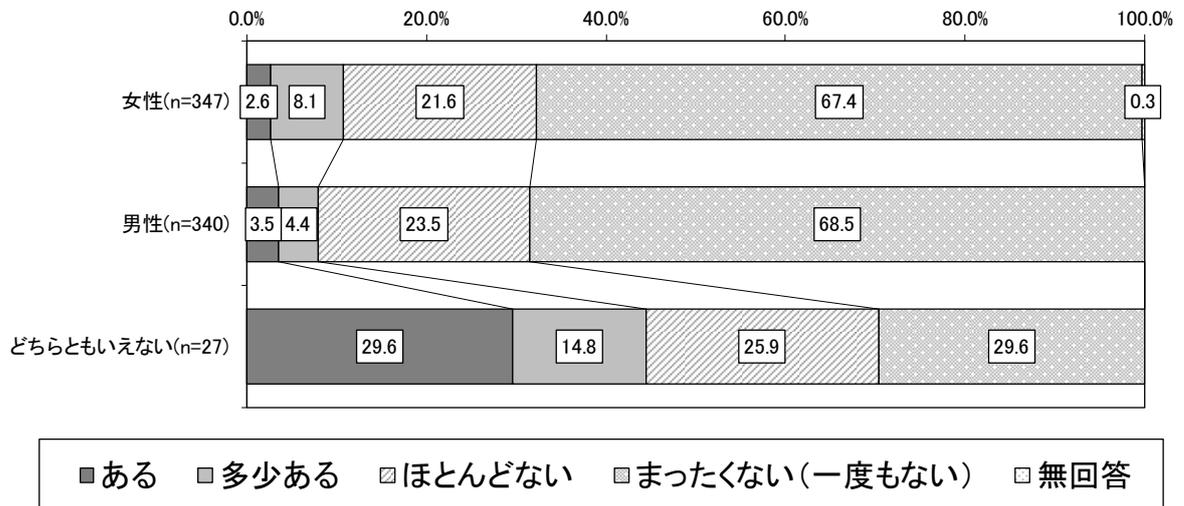
図表 役割分担についての認識-全体



○中学生アンケートー心の性と体の性について

心の性と体の性について悩んだ経験は、性別についてみると、男性と女性では約 9 割の人が「ほとんどない」または「まったくない(一度もない)」と回答しているのに対し、「どちらともいえない」を選んだ人は、「ある」が 29.6%、「多少ある」が 14.8%となっています。

図表 身体や心の性についての悩み-性別



## ②雇用・就労について

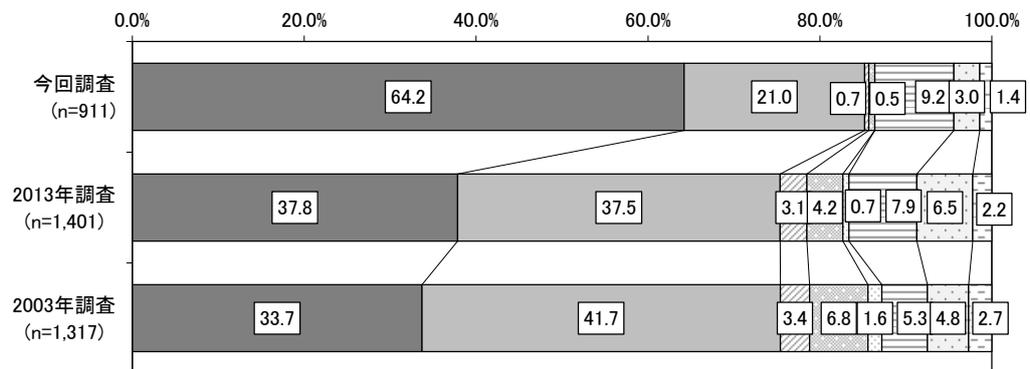
### ○市民アンケート－女性が職業を持つことについての考え

女性が職業を持つことに対する考えでは、「職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける方がよい」が64.2%(2013年:37.8%、2003年:33.7%)で前回と比較して大きく増加し、「いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ方がよい」(21.0%)と合わせると85.2%となっています。

職業を持ち続けることが望ましいとの考え方が、性別を問わず多くの年代で8割弱から9割を占めています。

また、前回調査と比較すると、「女性は職業を持たない方がよい」を含む3つの選択肢の合計は、1.2%(2013年:8.0%、2003年:11.8%)と大きく減少しています。

図表 女性が職業を持つことについての考え－経年変化

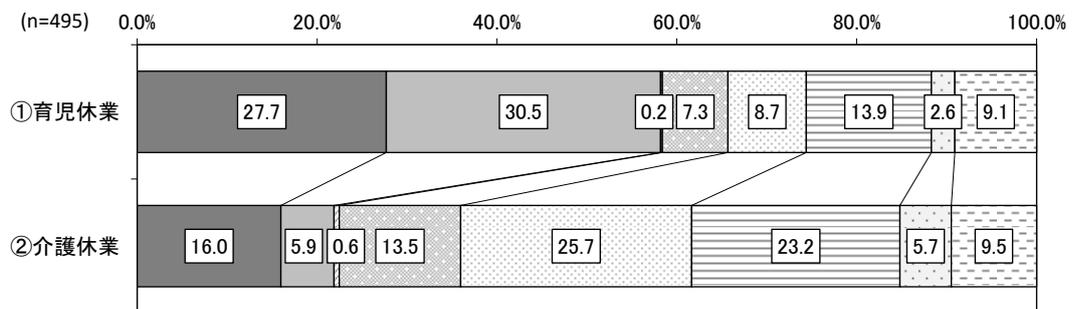


- 職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける方がよい
- いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ方がよい
- ▨ 結婚を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- ▩ 出産を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

○市民アンケートー育児・介護休業の利用状況

育児休業や介護休業の利用状況についてみると、育児休業は、「女性は利用している」(30.5%)、「男性も女性も利用している」(27.7%)の順に割合が高くなっており、比較的利用が進んでいますが、介護休業は、「制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない」(25.7%)、「制度があるかどうか分からない」(23.2%)の順に割合が高くなっています。

図表 育児休業や介護休業の利用状況－全体

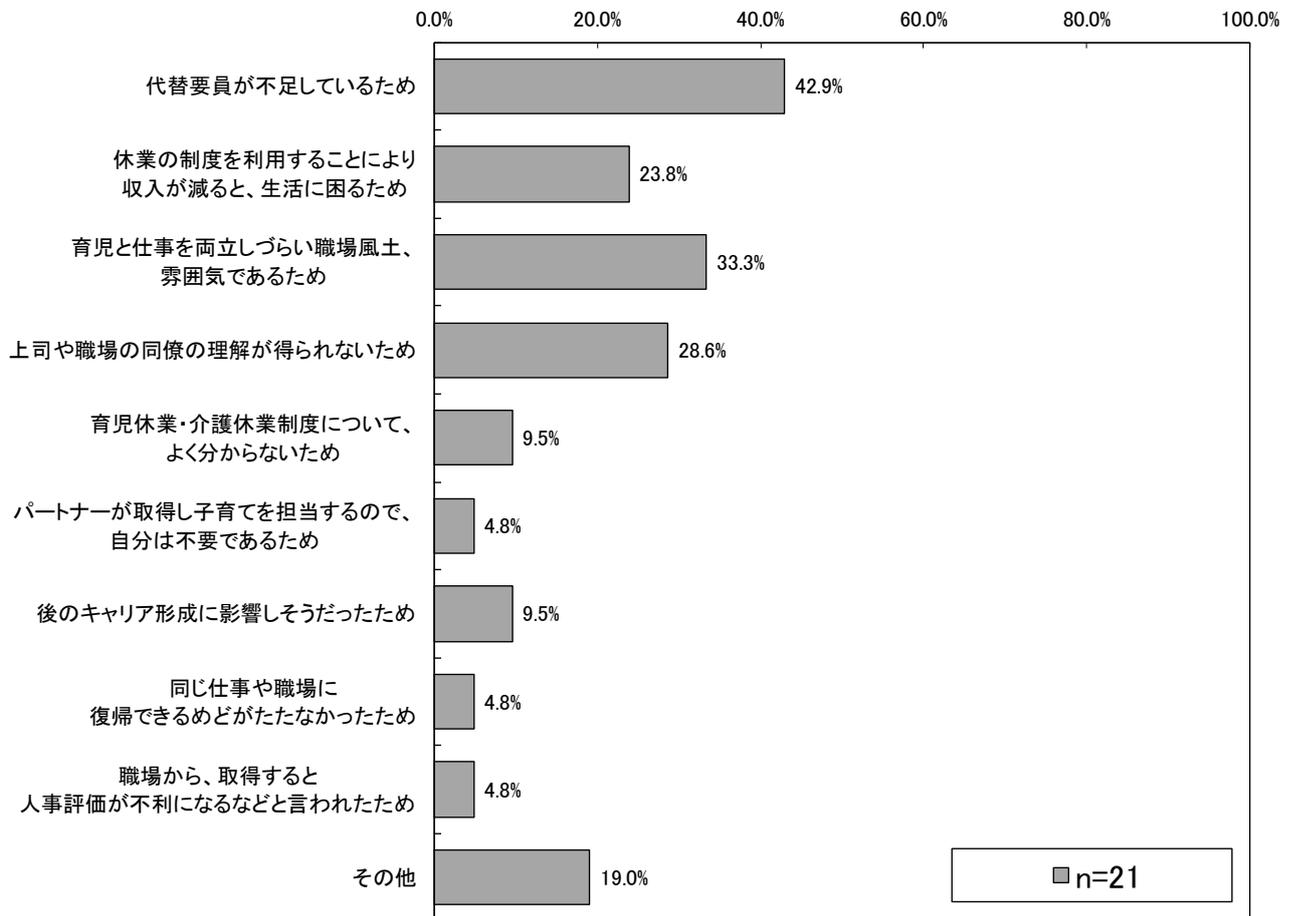


- 男性も女性も利用している
- 女性は利用している
- 男性は利用している
- 制度はあるが、利用する人はいない
- 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 制度があるかどうか分からない
- 制度を知らない
- 無回答

### ○市民アンケートー育児・介護休業を取得できなかった理由

育児休業と介護休業に関して、取得したくてもできなかった人の理由として、「代替要員が不足しているため」(42.9%)、「育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気であるため」(33.3%)、「上司や職場の同僚の理解が得られないため」(28.6%)の順に割合が高くなっています。

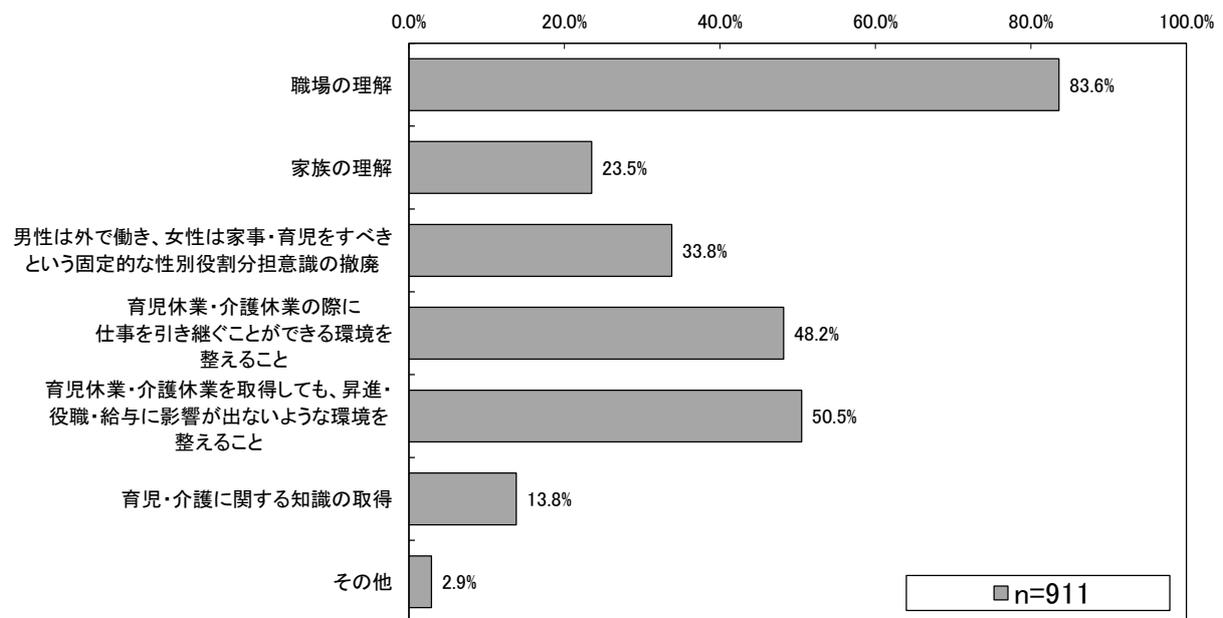
図表 取得できなかった理由ー全体



○市民アンケートー育児・介護休業が利用しやすくなるために必要なこと

育児休業や介護休業制度が今よりも利用しやすくなるために必要なこととして、「職場の理解」(83.6%)、「育児休業・介護休業を取得しても、昇進・役職・給与に影響が出ないような環境を整えること」(50.5%)、「育児休業・介護休業の際に仕事を引き継ぐことができる環境を整えること」(48.2%)の順に割合が高くなっています。

図表 制度利用しやすくなるために必要なことー全体



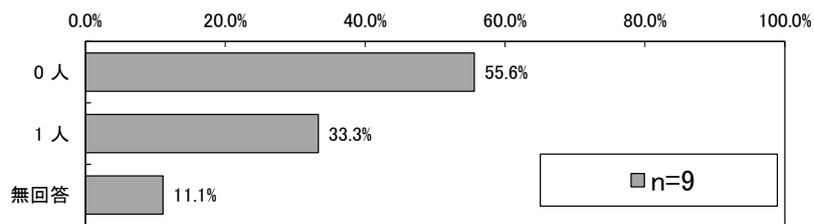
○事業所アンケートー育児休業・介護休業の現状

育児休業の取得状況等について、2022(令和4)年度中に配偶者が出産した男性従業員がいる 9 事業所では、育児休業を取得した男性従業員がいる事業所は、33.3%となっています。

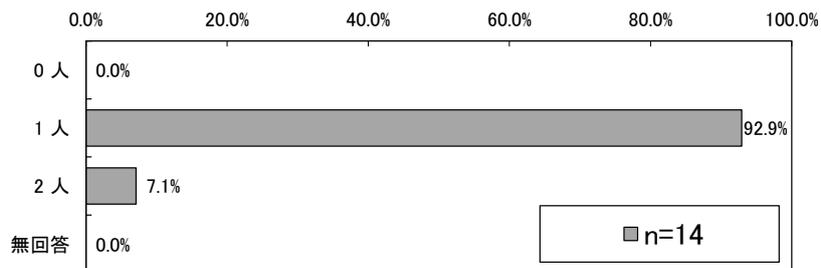
同様に、2022(令和4)年度中に出産した女性従業員がいる 14 事業所では、育児休業を取得した女性従業員がいる事業所は 100%となっています。

育児休業対象者がいるが、育児休業を取得した従業員がいなかった事業所に、育児休業の活用をすすめるうえでの課題を尋ねると、「代替要員の確保」と「特に課題はない」が 40.0%で上位となっています。

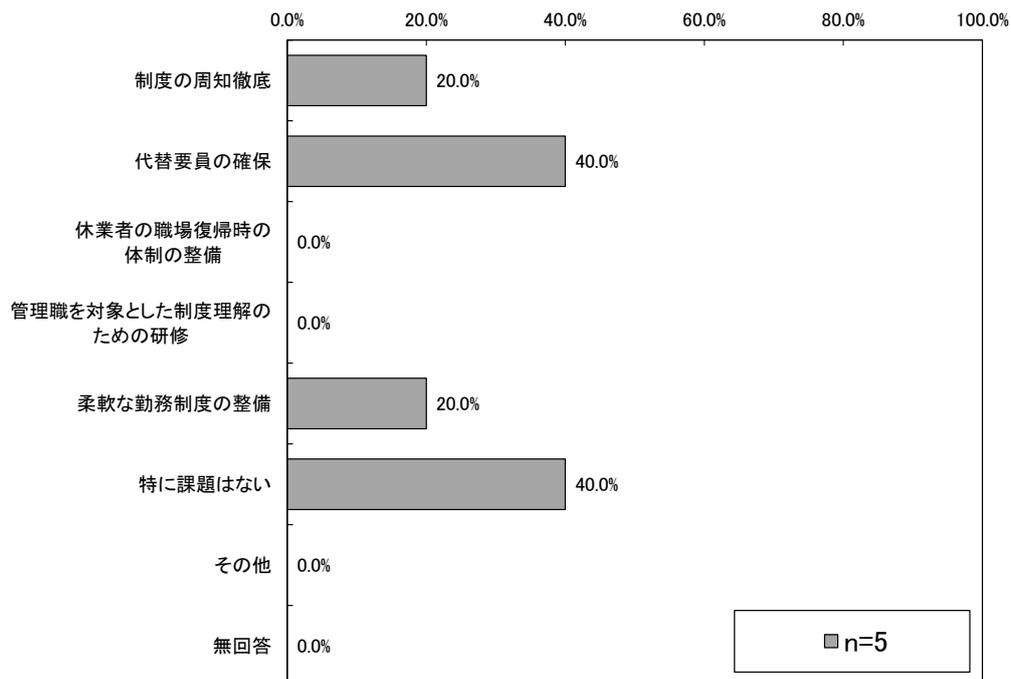
図表 2022 年度中、配偶者が出産し、育児休業を取得した男性従業員



図表 2022 年度中、出産し、育児休業を取得した女性従業員



図表 育児休業の活用をすすめるうえでの課題

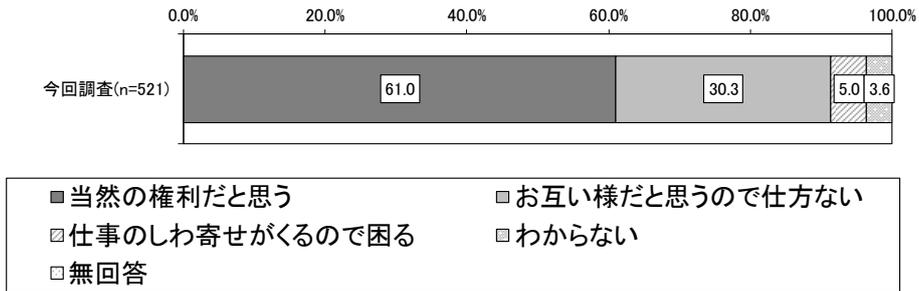


○市職員アンケートー育児休業・介護休業に関することについて

育児休業や介護休業制度の取得についての考え方をみると、「当然の権利だと思う」が 61.0%で、最も高くなっています。

性別にみると「当然の権利だと思う」(女性:69.6%、男性:56.5%、どちらともいえない:47.4%)、「お互い様だと思うので仕方ない」(女性:25.8%、男性:32.5%、どちらともいえない:42.1%)、「仕事のしわ寄せがくるので困る」(女性:2.1%、男性:7.1%、どちらともいえない:0.0%)となっており、性別により一定の差が生じています。

図表 上司や同僚の育児休業・介護休業取得



### ③パートナー間における暴力等について

#### ○市民アンケートドメスティック・バイオレンス(DV)の経験の有無

ドメスティック・バイオレンスの経験有無については、「心理的・精神的暴力を受けた」において「一、二度あった」が 8.1%、「何度もあった」が 4.0%とやや多くなっています。

性別にみると、いずれのDVの種類においても経験があった割合は、女性の方が高くなっています。

図表 ドメスティック・バイオレンス経験の有無－性別

(%)

		何度もあった	一、二度あった	なかった	無回答
身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	全体	0.7	3.5	90.7	5.2
	女性	0.8	4.5	88.7	6.1
	男性	0.5	1.6	94.9	3.0
心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	全体	4.0	8.1	82.8	5.2
	女性	5.7	10.4	77.9	6.1
	男性	1.6	4.9	90.5	3.0
性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せるなど）	全体	0.7	0.9	93.2	5.3
	女性	1.2	1.4	91.2	6.3
	男性	-	0.3	96.7	3.0
経済的暴力を受けた（金銭的な依存や強要、生活費を渡さないなど）	全体	1.6	1.4	91.8	5.2
	女性	2.7	1.4	89.6	6.3
	男性	-	1.1	96.2	2.7
社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	全体	0.5	1.2	92.9	5.4
	女性	1.0	1.4	91.2	6.4
	男性	-	1.1	95.9	3.0

全体 (n=911)

女性 (n=512)

男性 (n=369)

○中学生アンケートー恋人同士の関係について

恋人同士の交際における対応の仕方については、いずれの項目においても女性の方が男性よりも「へんだと思う」の割合が高くなっています。

交際相手と意見が合わないときには、「話し合いで決める」が全体で 66.8%と最も多く、次いで「自分の意見を言うが相手に合わせる」が 22.8%となっている。「自分の意見を言うが相手に合わせる」は、性別で見ると、男性 29.1%であるのに対し、女性は 16.4%、どちらともいえないは 25.9%で差が見られます。

また、交際相手に暴力をふるわれたときの対応として「やめるようにきっぱり言う」が、男性 30.9%であるのに対し、女性が 13.8%であるなど、性別で見たときに交際相手への対応に大きく差があるものが見受けられます。

図表 恋人同士の関係-性別

		へんだ と思う	別にへんだ と思わない	無回答
①メールなどの返信 が遅いといつも怒る	女性	69%	31%	0%
	男性	63%	36%	1%
	どちらともいえない	56%	41%	4%
②メールなどを勝手に 見る	女性	89%	11%	0%
	男性	80%	20%	0%
	どちらともいえない	70%	30%	0%
③誰とどこにいたの か、しつこく聞く	女性	75%	25%	0%
	男性	70%	30%	1%
	どちらともいえない	67%	33%	0%
④友人との付き合い を嫌がったり、禁止 したりする	女性	88%	12%	0%
	男性	84%	15%	1%
	どちらともいえない	74%	26%	0%
⑤相手の言うことを 聞かないと不機嫌に なる	女性	81%	18%	1%
	男性	77%	22%	0%
	どちらともいえない	74%	26%	0%
⑥体をさわるなど相 手が嫌がることをす る	女性	93%	7%	0%
	男性	83%	16%	1%
	どちらともいえない	81%	15%	4%
⑦別れ話をしてもし つこくつきまったり、 嫌な内容のメールなど を送ったりする	女性	95%	5%	0%
	男性	90%	9%	1%
	どちらともいえない	96%	4%	0%

男性(n=340) 女性(n=347) どちらともいえない(n=27)

## 2-3 生駒市の男女共同参画を取り巻く課題

### ① 固定的な性別役割分担意識についての課題

市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭という考え方(性別役割分担意識)」は年々、減少傾向にあります(P15 図表○)。また、家事・育児等の役割分担の理想についても、「半々ずつ分担」がいずれの選択肢でも最も多くなっています(P16 図表○)。しかし、現実には意識や理想とは異なっており、例えば、家事・育児等の役割分担の現実では、多くの場面で女性が主に役割を担っています(P16 図表○)。また、「男女の地位の平等感」については、「社会全体」、「就職や職場」、「社会通念や慣習」、「政治の場」などで依然、男性優位との回答が多くなっています(P17 図表○)。

中学生アンケートでは、家事・育児等の役割分担について、家事、子育てを男女で協力してやる方が良いと考える中学生は、大人の割合よりも多くなっており(P21 図表○)、大人よりも男女の平等を指向していると考えられます。しかし、生活費の稼ぎ手の役割分担については、男性がやる方が良いと答える割合が他の設問よりも多くなっています(P21 図表○)。さらに、政治分野においては男性優位という回答が多くなっている(P20 図表○)など、中学生がすべての分野で男女平等の進展を感じているわけではありません。また、2割弱の中学生が、「男だから〇〇すべき」や「女だから〇〇すべき」のように言われることがあると回答しています(P19 図表○)。

このように、すべての年代で性別役割分担意識についての平等指向が進んでいるとはいえ、男女どちらかの性が担うべきという考え方が根強く残るため、固定化されている性別役割分担意識の解消に向けて、引き続き意識の醸成や啓発に取り組んでいくことが必要です。

### ② 働き方についての課題

市民アンケートでは、女性が職業を持ち続けることが望ましいという意見が多くなっている(P23 図表○)一方で、本市の女性の就業率は全国、奈良県と比べて低く(P9 図表○)なっています。また、女性の「正規の職員・従業員」の割合は男性に比べて低くなっており(P11 図表○)、配偶者の有無により就業率に差が生じています(P10 図表○)。加えて、育児・介護休業を取得したくてもできなかった理由として、「代替要員の不足」や、「育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気」などの職場環境の整備が課題となっています(P25 図表○)。事業所アンケートでも、育児休業の活用をすすめるうえでの課題は、「代替要員の確保」となっており、「制度の周知徹底」や「柔軟な勤務制度の整備」も求められています(P27 図表○)。

一方で、「人生 100 年時代」の到来により、若いときからその時々的人生ステージにおいて、すべての人々が、それぞれの希望に応じて、柔軟に働き、学び、生きる方法を選べる社会になることが求められています。また新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインを活用した働き方が広まったことから、日常生活と仕事が両立しやすい環境も一部で整備されてきています。

住宅都市である本市でも、子育てはもちろんのこと、働き、学ぶことができるよう、起業なども含めた多様な働き方を普及させていくとともに、本人が希望を持ち、柔軟に生き方を選択できるような職場での理解促進や環境整備などを併せて取り組んでいく必要があります。

### ③ パートナー間における暴力についての課題

奈良県内の自治体においては、以前から多くのDV相談を受けています(P12 図表○)。また、奈良県による配偶者等からの暴力に関する調査によると、配偶者等から暴力被害を受けたが、誰にも相談できなかった人が約5割と多く(P13 図表○)、相談できなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が約4割となっています(P13図表○)。

市民アンケートでは、ドメスティック・バイオレンスの経験について、女性の5.3%が「身体的暴力を受けた」と回答し、16.1%が「心理的・精神的暴力を受けた」と回答しており(P29図表○)、心理的・精神的な暴力などは表面化しづらい傾向にあります。

さらに女性は、身体的暴力、心理的・精神的暴力、性的暴力などにおいても、男性よりも被害を受けやすいことがわかります(P29 図表○)。

このような現状から迅速な相談につながりにくい現状を改善するべく、相談体制の充実や周知・啓発活動を行っていくとともに、より一層、奈良県や民間団体と連携していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 3-1 計画の基本理念

この計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる7項目を基本理念とします。

- ① 何人も、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、及び個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されること。
- ② 男女が、互いの性及び身体的特徴に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- ③ 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家族の多様性を理解し、家事、育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、地域活動その他の社会活動に対等に参画できること。
- ④ 何人も、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、慣行又は社会制度にとらわれることなく、自己の意思及び責任において活動できること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ すべての市民が、国籍にかかわらず、等しく自らの意思により活躍する機会が確保されること。
- ⑦ 国際的な理解及び協調の下に、男女共同参画が推進されること。

## 3-2 計画の基本目標

本計画では、次の3つを基本目標とします。

### 基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する社会意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、性のあり方によって差別されない対等な存在であることが重要です。

根深く残っている固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の正しい理解に向けた啓発、性の多様性に関する理解促進に継続的に取り組むことで、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会の形成に取り組みます。

また、こどもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を進め、学校はもとよりあらゆる場を通じて多様な学習機会の提供や、家庭や職場、地域社会等における男女共同参画への理解の促進に努めます。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

従来の社会システムでは男性に比べて社会参画の機会が少なかった女性が、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること(エンパワーメント)を支援するとともに、特に政策等の立案及び決定過程に男性とともに参画できる社会をつくります。

また、これまで女性が中心的担い手であった家庭、地域活動においても、男女がともに社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮できるよう取組の充実を図ります。

さらに、働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮していくために、適切な職場環境が確保され、多様な働き方ができるように支援します。

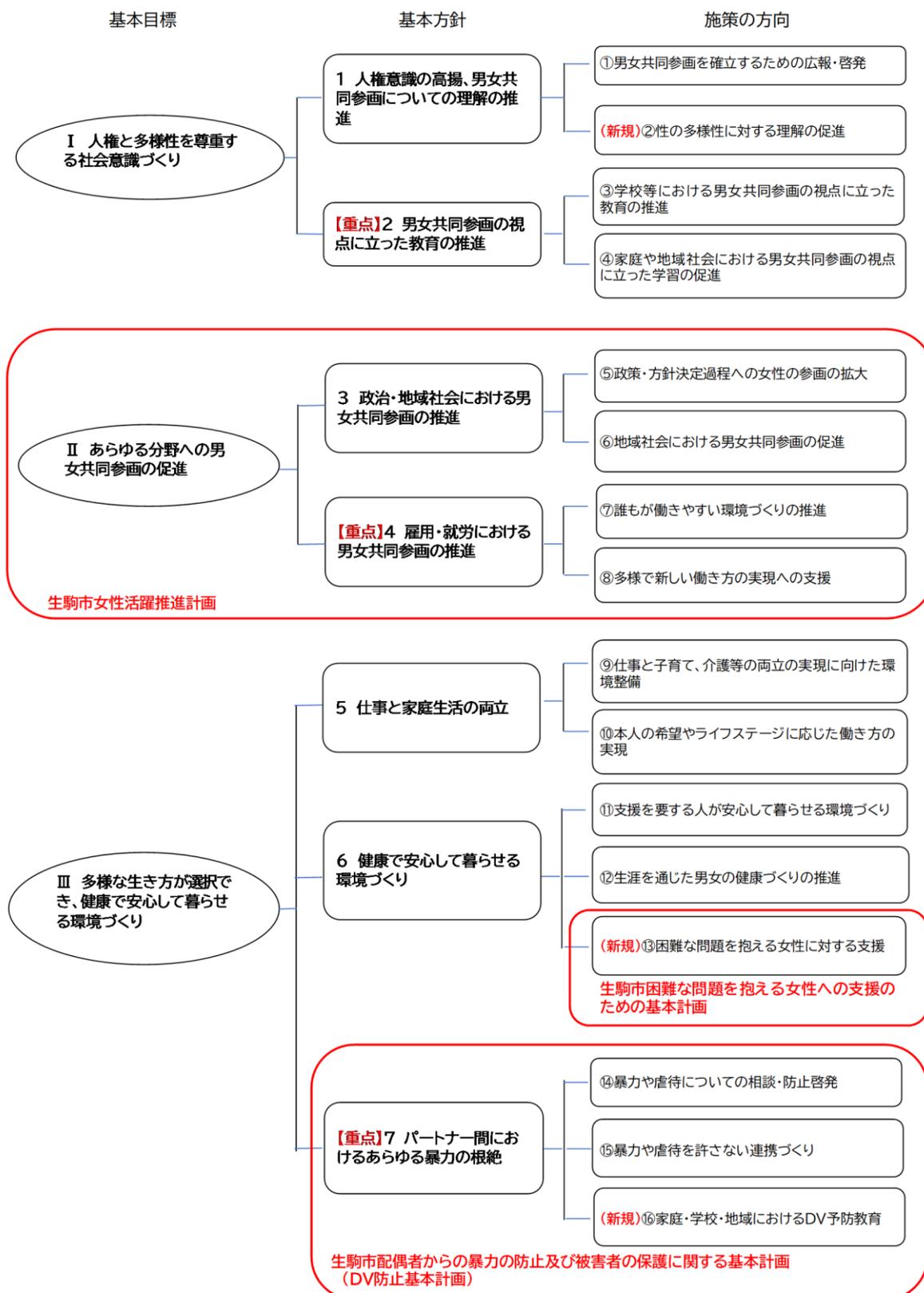
### 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

仕事、家庭生活、地域活動等を自らの希望するバランスで保つことは、豊かな人生につながるものです。すべての人にとって生きやすい男女共同参画社会の実現に向け、柔軟な働き方や保育サービス等の充実によって、仕事・子育て・介護等の両立や本人の希望やライフステージに応じて働くことを支援し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス)の実現を図ります。

さらに、だれもが地域の中で安心して自立した生活が送れるよう支援の充実に努めるとともに、男女がお互いに心身の健康について正しい知識を身に付け、尊重し合い、自身の健康を管理できるよう、生涯にわたる健康づくりを支援します。

そして、困難な問題を抱える女性に対する支援を行うとともに、個人の尊厳を傷つける暴力の根絶に向け、パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会を目指して、様々な取組を推進します。

3-3 計画の施策体系



### 3-4 重点施策

施策の中でも、近年の本市の状況や社会情勢、市民アンケート調査の結果などから見えてくる課題を踏まえて、より重点的な取組が必要である施策を本計画の重点施策として位置づけます。

#### 基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する社会意識づくり

##### 基本方針2

男女共同参画の視点に  
立った教育の推進

男女共同参画を推進するための基礎となる男女平等意識の醸成は、固定的な性別役割分担意識の解消や、個性、多様性の尊重などのためにとても重要です。

そのため、自己形成期にあたることも達への男女平等教育を充実するとともに、学校や家庭、地域などの場において、男女共同参画に関する教育や学習機会の提供を行っていく必要があります。

#### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

##### 基本方針4

雇用・就労における  
男女共同参画の推進

働きたい人が、性別や年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会はダイバーシティの推進につながります。ライフステージに応じた多様な働き方が選択できるように環境を整えていく必要があります。

そのため、就労支援や起業支援などを行うとともに、誰もが均等な機会と待遇が確保されるように、雇用・就労における男女共同参画を事業者等に啓発し推進します。

#### 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

##### 基本方針7

パートナー間における  
あらゆる暴力の根絶

DVは重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していくために必要不可欠です。

誰もが一人の人間として、安心できる生活の中で自由に活動し、自分らしく生きていけるようにするため、パートナー間における暴力の防止に取り組みます。

また、DV被害者が孤立することのないよう、関係機関との連携を深めて、相談・支援体制の充実を図る必要があります。